

## 文化審議会第4期博物館部会（第1回）

令和4年5月20日

- ※ 部会長に島谷委員、部会長代理に浜田委員が選出された。
- ※ 「文化審議会博物館部会運営規則(案)」及び「博物館部会の会議の公開について(案)」が了承された。

(傍聴者入室)

【島谷部会長】 それでは、議事に入ります。本部会では、先般、博物館法の一部改正する法律が成立し、博物館に関する制度が大きく変更されたことを踏まえ、今後のさらなる博物館の振興に向けて必要な事項を検討することになります。具体的な検討事項について、事務局にて整理してありますので、まず、資料3について事務局から御説明、お願いいたします。

【三木補佐】 事務局でございます。資料3、通しで言いますと14ページを御覧いただければと考えてございます。まず、基本的な方向性でございますけれども、本部会で御議論いただきたい当面の目標、区切りといたしましては、この新たな博物館法に基づく登録等々、事務が加わってございます。これは都道府県等の教育委員会において行っていただくこととなりますが、これらが滞りなく行えるように登録の基準ですとか、新たに設けられた手続に関する事務をスムーズに行えるように、基本的な考え方をまず示すことが必要であると考えてございます。そう考えますと、その都道府県の事務局での作業の時間も考えますと、7月頃には登録基準の方針などなど大まかな考え方を整理してお示ししたいと考えてございます。

ですので、この区切りに向かいます5月、本日ですね。と6月、7月と3回程度部会を開催いただきまして、考え方を整理していきたいと思っております。それぞれ論点、それぞれの会の論点として事務局が想定しておりますものを資料3にまとめてございますので、これに沿って御説明を申し上げます。

まず、5月、本日の会のことでございますが、これは1.と2.にお示ししております点を御議論いただきたいと考えてございます。それぞれの議題のところでは詳細に御説明は申し上げますが、大まかに申し上げますと、まず新たな博物館の登録の仕組みの上の登録の基準、これは都道府県の教育委員会において基準を定めることになってございますが、それ

に当たって、文部科学省令で定める基準を参酌するというふうな法の規定になってございます。ですので、その参酌すべき文部科学省令、これをどういった内容にさせていただくということを御議論いただきたいということでございます。観点としては、ここに示されている3つのポイントがあろうかと考えてございます。

続いて基準以外にも、今回、新たに法律の中で規定されている手続的な部分、あるいは都道府県の権限として規定された部分がございますので、その基本的な考え方、留意事項について御議論いただくことと、併せてこれまで博物館相当施設というふうになっておりましたものが、今回、指定施設というふうに改まってございます。この取扱いの仕方に関しましても御議論を頂戴したいと思っております。

その点、基本的な考え方といたしまして、今回、博物館法の改正の趣旨は、なるべく多くの博物館が博物館法の体系の下に入っていくということ。博物館全体の、これは去年の答申でも頂いておりますが、博物館全体の底上げ、盛り立て、これを進めていくというのが基本的な考え方でございます。ですので、登録博物館をなるべく増やすということがまずはございます。登録にできないもの、例えば国立のものだったりとか、個人立のものだったり、あるいは学芸員の有資格者がいないというようなところに関しては、指定という法の枠組みに入れていくということになります。というので、登録されるもの、あるいは指定施設になるもの、これら両者を包括的に振興していくという基本的な方向性はあらかじめ共有させていただきたいと思っております。

続いて、資料に戻りまして6月の会、来月の会で御議論いただきたいことは、この3と4にお示し申し上げている点でございます。1つ目には、まず今回の法改正で博物館の業務に資料のデジタル・アーカイブ化というのが加わってございます。これはコロナ禍の中の博物館の様々な経験を踏まえまして、また、社会全体のデジタル化、DX化というものも踏まえまして規定したものでございます。この新たに加わった博物館資料のデジタル・アーカイブ化というのがどういった意義を持っていて、あるいはどういった課題があるのかということ、この点は御議論いただきたいということでございます。とりわけ、デジタルデータを公開・展示する博物館、博物館資料がデジタルデータになっているもの、これを登録だったり、指定していくという場合には、どういった留意点が考えられまじょうかということをお議論いただきたいと思っております。

続いて、4にございますのは、正にこの登録・指定の枠組みに多くの博物館を入れていくというときには、博物館自身にそういった意思がなければ、そうは進まないものでござ

いますけれども、では、そのインセンティブをどうやって与えていくかということでございます。もちろん、政府におきまして財政面だったり税制面、あるいは法制度の面で様々なインセンティブを検討していくということ、これは国会でもかなり議論を頂きました。ですので、この6月の会で私ども政府の中で検討している、その状況を御紹介申し上げるというのは、まず1点ございます。

その上で、その登録と指定というものに位置づけ、プレステージを高めていくということが重要と考えてございまして、例えばフランスのミュゼ・ド・フランスという仕組みがございますが、それを参考にしながら、登録されている法の下での博物館というものに関して、例えばロゴだったりとか、何らかのキャンペーンを打つとか、そういったようなことを考えていきたいとございます。この登録や指定を一体的に進めていく、多くのものになっていただくということは先ほども申し上げたとおり、新たな法の趣旨を踏まえた考え方でございます。

一方において、法の趣旨といたしましては、登録の要件を満たすものは、もちろん登録をするということが本来の姿ではございます。ですので、この点で、現在、登録の要件を満たしていると思われる一方で、登録になっていない公立の博物館や美術館というものは改善する必要があると思っております。具体的には、例えば所管が知事部局にある、首長部局にあるということで登録に今なっていないというところが多数あると認識してございますが、これは地教行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の規定によりまして条例で、首長部局において、その博物館の設置管理を行うということを定めていただければ、そのまま博物館としての登録の対象になってきます。

ですので、教育委員会において、あるいは域内の市区町村において、所管の関係で登録ができないというものに関しては、そういう措置によって登録することが可能だということをご認識いただいて、登録を促していくということが必要だと考えてございます。文化庁におきましても、博物館の振興で例えば予算措置、様々これからやってまいりたいと思っておりますが、例えば設置主体の問題で登録できないということはさておきとしても、基本的には登録を中心に支援をしていくという方向性で考えてまいりたいと思っております。

続きまして7月の会で御議論いただきたいポイントでございます。これは資料の5と6にお示しを申し上げます。これは、要は人材を切り口とした会にしたいと思っております。去年の答申での中長期的な課題というふうに御提示いただきました学芸員の在り方、

これに関して今後どういう姿を目指していくのかということをお議論いただきたいということがポイントでございます。制度の面で申し上げますと、今回の法改正において学芸員補の資格というのを改めた部分がございます。これまで大学に入学できる者、つまり、高校を卒業した方は学芸員補になれるという規定でございましたが、学芸員補にも専門性が必要ではないかという御議論の下、博物館に関する科目を修めて、短期大学士の学位というのを取得した方に学芸員補の資格を与えるというふうに、今回、法の改正があり、学芸員補の資格のレベルが引き上がっております。

これに関して、それに相当するレベルのある学識だったりとか経験がある方というのをまた省令で別途定めるというふうに規定されておりますので、では、これに相当する博物館での実務経験だとか、そういうものがある方というのをどのように捉えていくかという議論が制度の面では1つ大きなポイントになるかと思っております。さらに、学芸員の資格要件の中では、今、いわゆる審査認定、試験認定ということで、資格認定の仕組みもございます。この在り方に関しましても、学芸員補のレベルの引上げというものもあいまってポイントになってくるところでございますので、そういったものを事務局で、もう一度整理をさせていただいた上でお示しを申し上げます。皆様から御議論を頂戴したいと考えております。

事務局として考えております進め方は以上でございます。

**【島谷部会長】** 今、事務局から説明を頂きましたが、5月、6月、7月、3回にわたって文化庁が審査基準を定めるに当たり斟酌する基本的な考え方について皆さんに御議論していただきたいということでございます。組織改革ももちろん必要なのですが、底上げ、盛り立てにつながるような御発言をいただければありがたいと思います。そのために法制度の改革であるとか、いろいろな支援策が出てくるものだと認識しております。

それでは、こうした部会の進め方について委員の皆様から、様々な御意見、御質問があると思いますので、御遠慮なく御発言くださいませ。よろしく願いいたします。小林先生、早く退室されるということですので、いろいろな意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

**【小林委員】** 1つ最初に質問です。現在すでに登録の博物館がありますよね。それはどういう扱いになるか、もう一遍その登録をし直すかというところとか、経過措置みたいなものがあつたような気がするのですけれども、その辺りについてどうかということをお聞きしたいです。

【島谷部会長】 事務局、お答えください。

【三木補佐】 事務局からお答え申し上げます。今回、改正によって登録の基準は、これまでのものから大きく変わることになりますが、法の附則におきまして新たな法の施行、つまり、来年の4月1日でございますが、その時点で既に登録されているもの、旧法に基づいて登録されているものは、5年間登録されているものとみなすという規定になってございます。ですので、登録が既にされているものに関しては、5年間は引き続きそのみなしの規定によることになるのですけれども、それ以降、引き続き登録博物館であるためには、新たな基準に基づいて、いま一度登録をし直していただく必要があるということでございます。

【小林委員】 ありがとうございます。分かりました。

【島谷部会長】 小林先生、質問は終わりましたが、何か御意見等がございましたら。

【小林委員】 大丈夫です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。もしないようであれば、ほかの案件もありますので進行いたしますが、言い漏らしていたなどがございましたら、最終的にもう一度御発言いただいても構いませんので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。先ほど事務局の説明にもあったとおり、本日の論点の1つ目となる博物館の登録基準の策定に関する基本的な考え方について議論をいたします。新たな登録の基準は、今回、刷新されました博物館登録制度の中核となるものでありますが、まずは各都道府県の教育委員会がこれを定めるに当たって斟酌すべき基準を文化庁において策定することになります。この斟酌すべき基準の策定に当たり、どのような要素が求められるか、委員の皆様から御意見を頂き、方向性を定めたいと思います。

それでは、まず、事務局より資料4について説明を受けた後、皆様から御意見を頂きます。では、事務局からお願いいたします。

【三木補佐】 事務局から失礼いたします。では、資料の4番、通しのページで言うと15ページを御覧ください。まず、部会長からもありましたとおり、今回の改正法においては、登録の基準を都道府県が定めるということでございますが、それに当たって参酌すべき基準を文部科学省が定めるとなっております。今回の改正法におきましては、博物館の登録の基準について、法律で明示されている点としては、設置者の経済的基礎とか、そ

ういった要件が1点ございますのと、あと150日以上開館することというのは、これは法律上明示をされてございます。それ以外に関しては、都道府県が定める基準に適合するかどうかを審査する、こういう立てつけになってございます。

具体的には、資料のこの点線の箱の中を御覧いただきたいのですが、条文上3つの観点に基づいて都道府県の教育委員会が基準を定めるとなっております。1つは博物館資料の収集・保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制という点でございます。これが基準に合致するかどうか。もう一つは、学芸員その他職員の配置ということでございます。旧法においては、学芸員を置いていることというのが明示された基準でございましたけれども、ここは学芸員その他の職員の配置が基準に合致するかどうかというふうに改まっております。3つ目に施設及び設備、これが合致するかどうか。これが旧法では施設設備があるかどうかというだけでしたけれども、これが基準に合致するかどうかということで、内実面を審査するという仕組みになってございます。

この基本的な考え方、大前提といたしましては、繰り返しになる部分があつて恐縮でございますが、今回の改正の趣旨を踏まえて行う必要があると考えてございます。すなわち、なるべく多くの博物館が登録というふうになっていただくということ、多くの博物館の底上げ、盛り立てを図っていくということ、そういうことを前提に考えなければいけないということでございます。ですので、今回定める登録の基準は、基本的には多くの博物館、最低限の要件を備える博物館がその登録の中に入っていくための基準になるものと考えてございまして、博物館法の趣旨や国会での議論も踏まえまして、要件に合致した多くの博物館を登録してもらうということが目指される姿であろうというのが前提にございます。

法の規定では地方分権の観点もございまして、文科省令を参酌して教育委員会が定めるというふうになってはございますが、教育委員会それぞれ、つまり、自治体それぞれでばらつきがあるということについては、去年、部会でも御指摘を頂きましたし、国会でも実は御議論を頂きました。ですので、この基準を参酌して定めるというふうにはなってございますけれども、それぞれが著しくそこから外れてハードルが上がったり下がったりすることは、またこの趣旨に反する部分があるのかなと思つてございまして、基本的には、この基準を参酌いただいて全国の教育委員会ではほぼ同様のものを定めていただくということが想定されるのではないかと考えてございます。ちなみに、同様のことを知事会からも、なるべく詳細に基準を国として示すべきだという御要望も頂戴してございますので、

この趣旨にもかなうものかなと思っております。

こういった前提の下で、では、その基準に何を要素として加えていく必要があるかということをお議論いただきたいと思っております。資料に基づいて御説明申し上げます。まず、先ほどあった(1)というところでございますが、博物館資料の収集・保管、展示、調査研究を行う体制という点でございます。ここで「体制」となっておりますのは、必ずしも博物館の組織立てという点だけではなくて、博物館がこういった形で運営されていくか、あるいは備えるべき資料は何かという全体的な観点からの「体制」と考えてございまして、具体的な方向性といたしましては、まず、博物館の基本的な運営方針が定められていること、これは最も重要なポイントであると考えております。つまり、博物館としてミッションがきちんと明確にされているかどうかというところでございます。それによって博物館の活動が公益に資しているかどうかということが要点になってこようかと思っております。

もう1点、博物館資料の収集・管理の方針、いわゆるコレクションポリシーがきちんと定められているかどうか。これは先ほどのミッションから演繹されてくるものとは思いますが、これが明確に定められていて、かつ、我々としては目録が作成されているかというところがポイントになろうと思っております。これ、実は旧法の下でも目録という表現は使っておりますが、実際上の考え方で申し上げれば、この目録という表現はいろいろ多義的な部分がございます。例えばちゃんと精緻な写真があって解説が載ってみたいものまで求めるということになると、これはなかなかハードルが高いという御指摘も一方にはあろうかと存じます。ですので、この細かい考え方、解釈みたいなのは何らかの形で周知をしたいと考えておりますが、我々のイメージとしては、いわば台帳みたいなものと思っております。つまり、その博物館が何を持っていて、何を管理しているのかということが分かること、これは最低限必要ではないかと思っております。

続いて、博物館資料の展示や調査研究、利用者への学習機会の提供という博物館の基本的な機能でございますが、これがきちんとなされる体制が組まれているかどうかということ、ここがポイントになってこようかなと思っております。この博物館の資料の管理や博物館の活動に関して、これが安定的に行われること、これはもちろん重要な点でございます。しかしながら、審査に当たる際においては、その審査時点の状況を下に審査の基準に照らして判断いただくということが重要と考えてございまして、例えば資料の選出や博物館の扱うものの形によっては権利の問題だとか、あるいは寄託されているものかどうか

とか、そういう部分が1点あるところはあろうかと思えます。

そういうときに、将来的に、もしかしたら展示がままならなくなるのではないかということが可能性としてはないわけではないということはあるかと思えますけれども、その審査のときに将来的に起こるかもしれないことまで、予見できないことまで含めて審査いただくというところまでは、これは我々としては想定していないところまでございまして、仮にそういったような、つまり、博物館資料がままならなくなってしまうような事態が生じた場合には、この法の制度に基づく様々な報告を求めることだとか、最終的には勧告をすることなどなどございますので、そういったことで改善を図っていくということが予定されているものでございます。

ですので、例えば文化財保護法上、公開承認施設というものの認定がございしますが、あれは指定文化財の公開を事後報告によって足りることとする施設を認めるものでございすけれども、私どもの制度は博物館自体に関して審査をするものでございますので、過度な事前チェックということではなくて、登録は最低限の基準を満たしたところに関してで、そこが安定的に運営されているかどうかというのは、その後の様々なチェックによって担保していく、改善を促していくということが想定される形ではないかと事務局としては考えてございます。

資料に戻りまして、続いて学芸員その他職員の配置ということでございます。これは旧法の規定にもあったと申し上げましたが、そこから更に一步踏み込んだ形で規定をする必要があろうかと思っております。1 つには、まず、これは国会でもかなり大きく議論を頂きましたが、館長が重要な役割を果たすであろうという点がございす。つまり、館長がしっかり置かれ、その館長が適切なマネジメントを果たしているかどうか。つまり、単に館長という名前のある人が何らか置かれているというだけではなくて、実態的にその組織運営の管理を行っているかどうかというところを確認すべきではないかと思っております。

続いて、学芸員が置かれているかどうかというのは、これは旧法にもございましたが、更にこれ、突き詰めますと単に学芸員資格がある人がいればいいのではなくて、その館に応じた専門性、それを持った学芸員が置かれているということが必要ではないかと思っております。さらに、これらの職員に関しては、これも同じように国会でも御議論を頂きました。資質の向上、能力の向上ということが重要であろうと。ですので、今回の改正においては、博物館の業務として、その職員に対する研修ということが加わってございます。

ですので、博物館自身が研修をするということはベストでございますけれども、仮に体制上それができないということであれば、自治体を実施している研修にきちんと職員を派遣して、その能力向上の機会を担保するという、それが守られているかどうかというところが1つの観点になろうかなと思っております。

続いて、施設及び設備というポイントでございますが、これに関しては博物館資料の収集・保管を、先ほどもありました安定的・継続的に行う施設や設備があるかどうかというところ、必ずしも博物館自身が所有している土地であることとか、そこまでは求めない部分がございますけれども、例えば来年、もしかしたら、その土地が失われることが契約上明確であるとか、そういう場合には、これは安定的・継続的かという、疑義が残るのではないかと、そういうような意味合いも含めまして安定的・継続的という表現をここで加えさせていただいております。そういった施設や設備に関して言えば、防災や防犯という観点が重要と思っております、そういった点がきちんと配慮されているかどうか。さらに、観覧者の多様性に配慮して展示フロアにおいて使用する言語の面だとか、あるいは障害のある方への合理的な配慮、そういった観点で十分な対応がなされているかどうか、こういった部分をチェックするということが必要かなと考えてございます。

以上のような観点が基準に求められる点ではないかと事務局としては考えてございますが、これは最低限の基準として申し上げたい部分でございます、その一方においては、その博物館を更に上に上げていくということ、これが求められます。ですので、望ましい姿につきましては、これまで博物館の設置及び運営上の望ましい基準というのを文科大臣告示において定めてございました。ですので、その望ましい在り方については、この告示によって、これを改めて明らかにすることといたしまして、最低限の基準を省令で、望ましい姿を告示でという、その2本の形をお示しいたしまして、まずは登録の中に入っていていただく、その登録されたものについてどんどん質を高めるために望ましい基準の告示の活用を頂きながら、登録博物館という傘の下でどんどん質を向上していただく、そういう好循環を目指していくということが望まれる姿ではないかということを事務局としては考えてございます。

御説明は以上でございます。小林先生は、すみません、今、御発言をいただける状態でしょうか。よろしければ、先に私どもから頂いていたものを。

【小林委員】 大丈夫です。

【三木補佐】 分かりました。

【小林委員】 お任せします。

【三木補佐】 分かりました。

【島谷部会長】 それでは、説明のあった基準の策定に関する考え方について御質問や御意見があればお願いしたいと思います。今、小林先生からの御意見がもう既に届いているということであれば、まずそれを紹介していただければと思います。

【三木補佐】 では、事務局から代わりに読み上げさせていただきます。1点、先ほど私が申し上げた博物館の体制の面で目録というところ、目録の作成について、これは必須だと考えていますが、適切なモデルを示してもいいと思います。整理されていないものについては、例えば〇〇家からの寄贈資料一式とか、〇〇発掘資料とか、そういう一式、包括した形で示してもいいと思います。写真については、デジタル化にふさわしいほどの写真ではなくとも、博物館がそれぞれ持っているカメラ等で資料を特定できる程度の画像で構わないと思いますという御意見を頂戴してございます。

事務局といたしましては、これ、何かモデル、何かよりどころとなるものにつきましては、お示しを申し上げたいと考えてございます。写真につきましては、これは必ずしも事務局としては、そこまでのレベルを必ず登録の基準として求めるところまでは、もしかしたら負担が大きいかもしれないというところは思っておりますが、望ましい姿、在り方としてどのように捉えていくかというところは御議論いただきたい点かと考えてございます。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

非常に分かりやすい示し方だろうと思います。写真については、どうあるべきかというのは、まだ意見が出るかと思っておりますので、ほかの先生からも何か御意見、御質問ございましたら、全てにわたらなくても、気がついたことがありましたら、御遠慮なくおっしゃってください。

何か最低限のことだけと言いながら、インセンティブがなければ先に進めないよというのが本心だろうと思いますけれども、インセンティブは来月やるということになります。そのところは置いておいて最低限のところはどこまでかということ踏まえて、ちゃんとできているところとそうではないところがあるかと思いますが、どこまでであるかということ踏まえて発言いただきたいと思っております。

では、先に太下委員、お願いいたします。

【太下委員】 2点ありまして、1点目は、正に今、島谷先生がおっしゃったとおり、最

低限の要件ということと望ましい要件というのは、多分、一緒に議論しなければいけないと考えます。そして、その境をどう取るのかということは、今後のインセンティブ論によって決まってくる部分もあると思うんです。

要は今回の70年ぶりという、さっき杉浦次長がおっしゃった改正というものが、本当にすごい改正なんだというふうに文化庁さんが意識して取り組んでいただくのであれば、かなりのインセンティブを我々は期待すべきだと思います。そして、そうであればこの最低限の基準というのも現状よりちょっとハードルが上がってもいいのではないかと思います。当然、それだけのことを全国的に進めていくのだと、そういう議論になってもいいのではないのかと思います。

その上での発言なのですけれども、この(1)の博物館資料の部分で、今回の70年ぶりの改正というものの大きな目玉というのが、登録要件だけではなくて、デジタル・アーカイブというところに極めて大きな意義があったと私は考えています。ですので、是非デジタル・アーカイブということもこの要件に、私は加えるべきだと思います。当然、それはある程度ハードルが上がるという議論になると思うのですが、でも、ハードルというのは、インセンティブできちんと支えていくのだという裏づけがあれば、私はハードルにはなり得ないと思っています。

更に別の分野の例えで言うと、よりよいまちづくりを目指すために都市計画というものがあります。都市計画というのはまちづくりについてある基準を定めるものです。例えばすばらしい住宅地にするために住居専用地域を造るのだということです。その場合、現状の建物でそれに合わないものも出てくるわけですね。でも、現状、それに合わない建物があるからといってすべてに配慮していたら、都市計画は作れないんです。そういう既存不適格というものも許容しながら、より高みを目指すという制度にした方が私はいいと思います。これが1点目です。要は、デジタル・アーカイブを加えるということです。

2点目が、この登録基準という議論からはちょっと外れてしまう部分があるのですが、登録基準というのはすごい大事なものだと思うのですが、これは、あくまで登録時の静止面の議論です。その瞬間だけの議論だと思います。恐らく博物館政策ないしは、博物館の未来を考えたときに、より重要なのは、博物館の動的な姿、実際どのように活動できているのかという点です。そうすると、この登録基準と同様に、実は運営基準というものが本来必要なのではないかと考えます。その運営基準を新たに法で定めようということではないのですが、実態上、この登録基準を守れているかという運営基準という

ものがある、恐らく次の資料5の課題になってくる報告等の手続の在り方と絡めて、その運営がきちんとできているかということが確認されるという仕組みが全体として必要になってくるのではないのかと思います。

以上です。

【島谷部会長】 お忙しいところ、御参加いただきまして、ありがとうございます。

今、太下委員から2点について御発言がありました。次の議題にも関わることでございましたが、インセンティブがあるのであれば、少しハードルが高くていいのではないかという御意見でした。先ほどの小林委員の写真については、作品が特定できるレベルであればいいのではないかというのと、写真を撮るという体制から言うと、ちょっと違う御意見だろうと思います。ただ、ハードルを上げ過ぎると登録をすることが難しくなるところもあると思いますので、先ほど事務局から御説明がありましたように、登録博物館、美術館を増やすということの観点であるならば、最初は緩めのものにして、更に太下委員が発言されたようにその後を見ていくという、そういう姿勢がいいのかなというふうに今聞きながら思いましたが、またほかの委員の御発言も聞きたいと思います。

半田委員、手が挙がっております。よろしく願いいたします。

【半田委員】 ありがとうございます。素人で恥ずかしい質問をさせていただきますが、今の御説明の中にたまに出てきている「参酌」という言葉なのですけれども、法律を運用していく中で、この参酌すべき基準というのはどういうことなのかを少し御説明いただきたいと思います。要は自治体が登録基準を作成するに当たって国が示す基準を参酌してくださいという立てつけになっているわけなのですけれども、参酌という言葉にどの程度の強制力があり、又はないのかというところを少し御説明いただければありがたいなと思いました。よろしく願いいたします。

【島谷部会長】 参酌と斟酌を読み違えていましたけれども、それを含めて事務局から説明していただきたいと思います。

【三木補佐】 では、事務局から失礼いたします。半田先生から頂いた参酌という部分でございますが、様々な法令で使われておりまして、この参酌と書いてあるから直ちにどうかということがすぐ出てくるものではございません。その参酌というのは、必ずしも、その法令によっては、そのとおりにせよという意味でないこともございます。

ただ、その全体の法のニュアンス、意味合いを考えて、この参酌というのはとらまえないければならないと考えておりますが、参酌といったときに単純に見て参考にすればいいと

いうだけのことで、我々としてはないと考えておまして、申し上げたように博物館制度全体を考えたときに、その全国でのばらつきだとか、ムラというものがなく、どこにあっても一定の水準の博物館が登録として担保されているということを考えますと、この参酌という語の解釈、それ自体から導かれるというよりは、全体の立てつけを考えたときにどの程度これによっていただきたいかということ、これは事務局から最初に申し上げたように、基本的には我々がお示しする基準にのっとった形でやっていただきたいというのが、参酌という語の法的解釈というよりは、全体の法の趣旨にのっとったとらまえ方をさせていただくことが重要ではないかというのが考え方ではございます。

【井上戦略官】 すみません、井上でございますが、参酌というのは言葉の上では参考なんですね。ただ、参考ですと、じゃあ、幅を持って何でも決めていいかということに捉えられてしまうのですが、今、三木が申し上げたように、この博物館法の趣旨等もありますし、文部科学省令の方で参酌、参考となる基準を定めるということになっていきますので、その基準を十分踏まえていただいて、教育委員会の方で、必ず全く一緒にすべしということでは、これは地方分権上ないのですが、趣旨を踏まえて決めていただきたいということがこの法律になっています。

政府内でもいろいろ議論した中で、この博物館法の登録事務というのが地方自治法上の自治事務というカテゴリーに入っているものでございますので、文部科学省令をそのままの基準を適用して登録事務を都道府県、指定都市でやっていただくという立てつけにならなかったというものでありまして、その中で参酌した上で、都道府県の教育委員会、また、指定都市の教育委員会で規則を定めていただくということになります。法令用語的には参酌以外にも標準とか、いろいろ様々なやり方があるのですが、今回は参酌、参考にするということで法令用語として位置づけたところです。

あと、先ほど太下先生から運営基準についても定めた方がいいのではないかというようなお話もありましたが、なかなか教育施設について私どもの方から細かく言うというのも難しい話だと思うのですが、今、現行の博物館法におきましても、この運営状況につきましては、前回、平成 20 年の改正でございますが、運営状況について自らの評価、自己評価、評価をしていただいて、それを情報提供していろいろ第三者から御意見を頂くという仕組みも御用意させていただいております、様々な仕組みを活用しながら運営の改善にも自ら取り組んでいただくようにもしていきたいと思っております。

【島谷部会長】 半田さん、よろしいでしょうか。

【半田委員】 ありがとうございます。そうしましたら、運用としては、国の方がどうか、文化庁が示す指針に対して、自治体が基準を作ります。それを見渡したときに余りにハイヤー過ぎる、あるいは逆にミニマム過ぎるといことが生じたときには、文化庁さんと自治体の教育委員会が協議して調整を図っていくという理解でよろしいですね。

【井上戦略官】 そういう事態が生じるとは、ほとんど考えておらないのですが、仮にそういうことが生じましたら、教育委員会と国、文部科学省との関係については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございまして、第 48 条に指導及び助言という仕組みがございます。そういう形で指導及び助言をさせていただいて、適切なことになるようにしていくということになると思いますが、今の、私ども実は日々この法律改正の前、要は答申が作られる段階、先ほどの第 3 期、第 2 期の博物館部会の間におきましても、事務的に個々の審議の状況でございますとか内容、また、法律が決まった後も法律改正の内容につきまして自治体の登録の担当者とはコミュニケーションを取っているところでございまして、現在つかんでいる範囲では、何かそういうような事態が、半田先生が御懸念されているような事態が生じるとは思っておりませんが、法律的にはそういう仕組みは用意されているということございまして、その場合には法律にのっとりまして、きちっと適切に対応していきたいと思っております。

【半田委員】 ありがとうございます。

【島谷部会長】 橋本さんから手が挙がっています。よろしく願いいたします。

【橋本委員】 ありがとうございます。橋本です。今、参酌する基準ということについてお話をしておりますが、この基準の最低限なのか、望ましいところまでなのか、その両方を含み込む形なのかどちらかに寄せるのか。いずれにしても、この後、運用していくに当たって思ったように登録館が増えないような状況になったり、あるいは現場からこれでは厳しい、あるいは望ましい状況ではないというような意見が出てきたような場合には、例えば、基準をもう少し弾力的に変更したり、考え直したりということはあるのでしょうか。

【三木補佐】 よろしいでしょうか。

【島谷部会長】 はい。

【三木補佐】 では、事務局から恐れ入ります。仮になかなか思うように登録が増えてこないとなった場合には、直ちに制度上の問題として、この基準を改めていくということでは必ずしもないのかなとは思っておりまして、恐らく先ほど部会長からもありましたよ

うに、どういったインセンティブづけ、後押しをしていくのかという部分が総合的に考えられていくべきものだと思いますので、もちろん、まずはそういった形で、では、なぜ登録が進まないのかというところは、仮にそうした事態が生じればですけれども、精緻に分析をさせていただいて、いろいろな声を聞きながら、じゃあ、何が施策として必要かというのを私どもとしてもやらせていただきますし、情報発信が必要なのかとか、あるいは何らかの財政面の問題があるのかとか、そういったことも様々検討させていただくということがまずはあろうかなとは思ってございますが、もちろん一度定めれば、ずっとそれっきりということでは、もちろんそれは制度全般がそうですけれども、ないということではございますので、最初は、まずは制度というよりは、様々な手段をもってということになるかと事務局としては考えています。

【橋本委員】       ありがとうございます。

【島谷部会長】       非常に難しい問題だと思うのですけれども、インセンティブ、ここでニンジン、例えば悪いんですけれども、ニンジンのようなもので、これがあれば更によくなるので頑張ろうというふうにするのか。それをするためには、これをクリアするためには、時間と人の力が要するというのは自明のことです。これを博物館法を改正して登録基準を定めて多く登録してもらおうというので博物館をよくしようというのは、非常に分かりやすい流れかと思います。現状においてそれができていないからこういう形になってきているというのも間違いないことだと思うんです。

なぜできないかという、やっぱり時間とお金の問題、それから、学芸員のありよう、働き方の問題だというのは、各委員の先生方、今聞いてくださっている方はみんなそうだと思いますので、それをどういうふうによく回転していくかということで、どこか回転を押しするようなものを考えている必要があります。あまりガチガチに考えて先に進まないというのもよくないと思いますし、いいかげんなものでもよくないと思いますので、そういった点で、どこかところを最低限として続いていくかということの御意見を頂戴すればいいかなと思います。

これ、今挙がっている1、2、3について、全てにこれがそろっているのは絶対にいいわけなのですが、学芸員が1人しかいない、館長1人、学芸員1人、事務員1人というのが日博協で調べていただいた普通の博物館、美術館であるということであるならば、それぞれにおいて利用者の学習機会の提供であるとか、職員の研修というのを定期的にちゃんとやれているかどうかという現状に鑑みて判断すると非常に難しい形になろうかと思いま

す。これが最低だとするならば、それはどうすればクリアできるかという、そこを考えていく必要があるかと思います。

ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。佐々木委員、お願いいたします。

【佐々木委員】 ありがとうございます。基準の設定の仕方なのですけれども、これまでの議論でも出ておりましたが、ミュージアム、非常に多様であるということです。館種も美術館から動物園、水族館まであります。一方で基準ということで画一化のおそれもあるということで、これは、絶えず心配として出ますが、基準の設定の仕方については、それぞれの施設の目的、設立目的や使命、また、規模や、館種の特性も違うということで、それぞれの施設の方針、規模、館種に合った妥当な取組をしているのか、それを登録審査でおそらく、見ていくということになると思います。

何か一律の基準がドンとあって、それに全部当てはめなければいけないというのではなくて、例えばこのぐらいの規模の施設であれば、このぐらいのところまでやっていくというようなところを合意していく、そんなイメージではないかと思います。例えば国立館であるのと市町村の館であるというのは、役割も違いますし、役割に応じた妥当性というんでしょうか、それが問われるのかなど。ですので、基準としては基本的なところを押さえつつ、館種ごとのより細かいガイドラインも作り、登録審査においては今回も出ていますけれども、有識者の助言を聞く。

つまり、その施設の現状が館種ごとにとって妥当かどうか、ここまで行けば公益性、公共性のあるミニマムスタンダードをクリアしているかを見ていくのかなと思います。ミニマムスタンダードがあり、審査においては現状を踏まえた柔軟さで、現実合った妥当性を見いだしていく、そのようなイメージをしています。今回、参考資料で出していたイギリスの登録認定制度などは、いま申したように作られていると認識して、参考資料を見ると、具体のイメージも湧いてくるのではないかと考えています。

以上です。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

具体的な話で話をしていくと分かりやすいと思うのですが、先ほど御案内があったときに年間150日というのが数字として挙がっていたと思うのですがけれども、かなり著名な博物館、美術館であっても春季展と秋季展しかやっていないところがあります。そうした場合、75日、75日、そこで開けなければ150には到達しませんので、そうした場合は登録にはならないという形に今はなるわけなのですから、その展示だけで150日というふう

に見るのか、調査研究に來られた博物館の役割として十分やっているのを加えて150にするのか、はたまた150という数字が厳し過ぎるのか、甘過ぎるのかとか、そういう御意見も、今ここですぐ決めるということではないのですが、決めていくと、より現実に即した形になるような感じはいたします。

やっぱり体力がないと150日、開けていくというのはかなり難しいと思います。150日開けていなくても十分博物館の機能を果たしているところはあると私は認識しております。だから、150日、開けているのが登録で、そうでないのは登録じゃないよということであれば、それでも整理はできるのですが、今、文化庁が新たな博物館法の下で目指しているのはどっちなのか、どこなのかというのを皆さん方の御意見も頂戴しながら検討していきたいと思います。

浜田委員、お願いいたします。

【浜田部会長代理】 ありがとうございます。浜田です。今、部会長から開館日数の話が出ました。確かに各地の博物館を見ていると、例えば雪国とか寒冷地の博物館は、結構、半年ぐらい閉めてしまったりしているところを私もよく目にします。ですから、そういうところがどのように登録館になり得るかというのは、これから多分、論議しなければいけないところかと思います。これまでの流れで言うと、相当施設が100日、登録施設が150日というラインで、今回もそのような話で進んでおりますが、そこは何をもって開館日とするかということを、やはり少し具体的に分かるようにしなければいけないと思っております。

博物館の登録基準というのは、私が考えるところでは、何ををもって博物館と考えるかという基本線だと思っております。今回、示されているものについては、まず、博物館であるからには資料を持っているということ、それが必須条件です。ただし、今回、それにデジタル資料が加わって、それをどう吟味するかということだと思います。そして、また、それを運営する学芸員を中心とする「ひと」がいるということですね。さらに、それを公開したり所蔵する施設、設備、つまり、「ところ」があるということで、これが多分、博物館が博物館であるための、もの、ところ、ひとの3つの基本要件ということになり、それが私の考えるミニマムスタンダードかなと思っております。

それにあと、プラスアルファをどこまで課すかというのが、今回、登録館が増えるか減るかという境目かなと考えております。資料の中に、その資料を運用していく体制を示すというのは、今回、一歩進んだレベルの基準かなと考えております。先ほど目録のことが

話題になりましたが、普通、資料を管理していれば、多分、目録か、もしくは少なくとも資料受入れ台帳などは作っていると思いますので、その管理という点で考えれば、そのような普通に行えるような資料台帳があれば登録館として認定するとか、そういう基準でいいのかなと個人的には思っております。

それから、次に、人員配置なのですが、学芸員は必須だと考えますが、ただ、発令形態が様々あります。特に公立館の場合、どういう発令形態でそれを学芸員として考えるのかというのも多分示す必要があると思っております。地方の公立資料館などに行きますと、学芸員資格を持った方が1人で館長兼学芸員兼事務員をやっているというケースもあって、今回、個人立の館については指定施設ということになると思っておりますので、多分、そういった館は登録というのは難しいのかなと思うのですが、ただ、日本の多くの博物館はそのような現状があります。ですから、その辺の人の配置をどこまで考えるか、形式上の館長を置いているところもたくさんありますので、その館長の考え方をどうするか、これもやはり、示す必要があると考えます。

そして最後の施設、設備については、確かにビルの一角を占める博物館で、土地を有しないところも当然存在しますので、従来の土地、建物という条件は、土地を外してもいいのかなと個人的には考えております。ただ、デジタル資料のみを持っていて、そのデジタルを保管している施設、設備が架空のものであるということも当然考えられますので、この施設、設備の範囲をどこまで認定するか。私個人としては、やはりハードとしてしっかり施設、設備があるところが博物館であるべきであろうと考えております。そのような基準をここで1つ示し、あと細かい点は、かつて昭和48年の48基準ですと、動物園、植物園、水族館は、それぞれの枠で公立館については規定がありましたが、今回は、恐らくガイドライン等で、何か個別に対応するというやり方がいいのかなと考えます。

とりあえずの大枠ですが、私の考えたところは以上のところになります。ありがとうございました。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。

いろいろな多岐な御意見があろうと思えます。これ、事務局で示した案を読んでいくと非常に意味が深いものがたくさんありまして、例えば(2)の考え方の方向性で、博物館の適切なマネジメントを行う館長が置かれているかというのですが、「適切なマネジメント」というのは何を指しているのかというのがちょっと分かりづらいかと。運営のことを分かっていたらいいのか、要は人事権があるか、さらには運営の予算のことについても権利が

あるのかというようなことだと思うんですけども、最近、地方の公立館において、昔、館長と呼ばれた人が総館長と呼ばれたり、名誉館長と呼ばれたりして実務的な館長を新たに任命するという動きがあります。これはこういったところの表れかなと思います。館長と呼ばれる名前の人がちゃんといなければいけないのか、それに伴うような仕事をしている人がいればいいのかとかいうふうに解釈の幅が広がってくることもあるのですが、そういった細かい点も今後これを登録していく地公体の人たちには大変なお役目かなとは思っております。

ほかに御意見ございますでしょうか。では、橋本さん、お願いいたします。

**【橋本委員】** 先ほどデジタル・アーカイブの話も出ましたが、開館日 150 日問題と絡めて言うなら、例えばその館の基本的な運営方針、ミッションと絡むところでもあります。デジタルを通じた活動のようなものも、館の運営の中に含まれるのであれば、単に 150 日ではないという話と同様に、デジタルの活動をどのようにその館の運営・ミッションの中に規定していくのかということも、ここで議論しておくか、何らかの形で付記しておくことが必要ではないかと思っています。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。

デジタル・アーカイブ若しくは DX という言葉が非常に飛び交っておりますが、デジタル・アーカイブスと DX というのは全く違うものだと思うのですけれども、混在して使っている部分があるやに思います。そういったことも含めて、どこかで検討する必要があるかと思えます。

半田委員、よろしく申し上げます。

**【半田委員】** 今、島谷部会長、それから、各委員がおっしゃっていただいた (1) と (2) に対する方向性については、私もほぼ皆さんの意見と同意見で、島谷さんがおっしゃった開館日数については、やはりどういう活動を続けていることをもって公衆に開かれている活動をしている日として数えるかというところの判断が必要で、具体的に館を訪れたときに、そこが開いているか閉まっているかというドアの開閉の問題ではない部分があるかなと思いますので、そこはこれから考えていかなければいけないなと思っていますところ。

併せて参考資料 5 に日博協の報告としての登録審査基準の案を今回、資料として掲載させていただいておりますけれども、これは一応、ミニマムを想定した案なのですけれども、それでもよく読んでいくと、全国の博物館の中で、ここは足りているとか、ここここはまだ無理だというような博物館が今登録相当の枠の外にかなりの数いるという現実がある

と思っています。

その問題については、地域の小さい規模、中規模の博物館といろいろと話してきてい  
る中で、インセンティブという言葉がよく出てきますけれども、現場の人たち、必ずしも  
インセンティブだけで登録制度を考えているわけではなくて、地域の博物館として、自分  
たちも博物館としての活動をしているということを認めていただけるレベルまできちっと  
向上させていきたいのだという非常にベーシックなモチベーションを大事な部分として多  
くの博物館が持っておられます。ですから、そこを拾っていくというのが今回の制度改革  
の大きな柱だと私はと思っています。

そのときに太下さんの御指摘ってすごい大事だと思うのですが、その申請した時  
点の定時的な状況を審査するとともに、その館が登録にモチベーションを持っていたい  
たというところで、そこでの審査で判断したときには、ここが足りていませんといったと  
ころを3年、5年ぐらいのスパンで運営を見ながら、どうやって足りていない点のレベル  
を高めていけるのかという支援のための仕組みを作れるかどうかということが非常に大  
事だと思っています。

最初の事務局の御説明にも、ミニマムな基準を想定して、その後、様々なチェックを経  
てレベルを高めていきましょうという御説明があったわけですが、では、その様な様々  
なチェックというのは何なのか。この申請された時点で、ここが足りないという博物館に  
対してどういうフォローをしていくのかという部分の政策的取組をどうしていくかという  
部分が現場の博物館にとっては非常に重要なところだと思いますので、そこも基準づくり  
の中で併せて折に触れて議論をしていくべきだと思った次第です。よろしくお願いします。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございます。

一番大切な博物館を活性化していくというところについて、今、半田委員がおっしゃっ  
てくださったのだらうと思います。最初の時点で登録されなくても、その後フォローして  
いく、登録されてもそれに満たなくなった場合はどうするかって、この後の話として出て  
くるとは思いますが、そういった点も考えながら元気づけていくという形の博物館法改正だ  
らうと思っています。

原委員、手が挙がりました。よろしくお願いいたします。

**【原委員】** ありがとうございます。皆様の御意見に全く同意するところでございま  
すが、1つだけ、この場面で私自身の感想というか、思いをお伝えしておきますと、やはり  
今回の登録基準が博物館の、登録されたことで博物館の信用が増すような形のものになっ

ていただきたいなと思っているのです。そうでなければ、正にインセンティブの、受けようが受けまいがこれによって、今、半田先生がおっしゃったように、これをもって博物館をよくしていくのだと思い立った博物館に行政、国も、自治体も、それに寄り添って一緒にいい博物館にしていくのだというような最初の出発点なのだというような意味合いがあるといいなと思っております。

また、そういった意味では、指定基準が単なるチェックリストではなくて、そのチェックした、できるだけ拾い上げたいと言っては失礼なのですが、登録博物館になっていただきたいというふうに最初に文化庁さんがおっしゃっていた、その意欲と、できるだけチェックを多く、これを満たしていますねというふうにして多くしていきたいなと思うとともに、ここに書かれていましたように、正に体制、ばらばらであれば、その博物館という船が動いていかないような気がするので、それが地方に合った活動として機能するような統合された体制であるということがうまくチェックできて登録に向かっていくというような、そういう仕組みであっていただければいいなと思いました。

その中でも結局は人、物もそうなのですが、人の、島谷先生がおっしゃっていた適切なマネジメントを行う、あるいは適切な体制というものが一体どう読み取るべきなのかということがヒントになるような、地方自治体が頂いた申請書をもらって考えるときに、そのチェック、観点と言ったらいいんでしょうか、確認する観点がこうであって、どうあればいいんだろうかということが参酌できるような、そういうような基準にできればなと思っております。是非皆様とともに、まだ答えはないのですが、これから作り上げられればと思う次第です。よろしく申し上げます。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。

いろいろな御意見を頂戴しまして、とても参考になり、皆さんが博物館、美術館を盛り上げようという気持ちが非常に強く響いてまいります。それによって意見を基に御指摘を頂いた点については、事務局においても修正を検討の上、最終的な考え方について、また皆さんに御覧いただくことになるわけなのですけれども、進行につきましては部会長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【島谷部会長】** ありがとうございます。

限られた時間なので、次の議題に移らせていただきます。先ほど議論した登録基準のほかにも、博物館の登録・指定に当たっては、具体的な手続などの上で留意すべき点がある

ことから、それらのポイントについて議論をいたします。先ほど半田さんからも指摘がありました。次の資料5について事務局から説明を受けた後に、皆さんから御意見を頂きたいと思っておりますので、資料5について事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【三木補佐】事務局でございます。失礼いたします。資料5、通しの16ページの部分を御覧いただければと思います。先ほど部会長から頂いたとおり、今回の法制度において様々な手続的な面を含めまして新たな規定が多数追加されてございます。これを実際に各都道府県の教育委員会や博物館において対応、運営いただくことになるわけですが、このときのポイント、考え方についてお示しすることが必要であろうということ、幾つかお示しさせていただいているものでございます。

1つ目でございます。今回、博物館の設置主体に関しましては、国と独法、個人以外は、登録博物館となる資格を設置主体の形としては持っているわけでございます。ただ、地方公共団体以外の法人が博物館を設置しようとするときには、その設置者に関してそれ自身、審査をしなければいけないということになってございまして、そこは法文上この破線、点線の部分で規定されております。まず、1つ目には、その法人、設置主体において博物館を運営するために必要な経済的基礎があるかどうかというところでございます。もう1点、その博物館の関係業務を担当する役員が、その必要な知識又は経験があるかどうか。更に社会的信望があるかどうかというところ、これが法律上規定されてございます。

この規定のされ方というのは、ほかの法令でも類例がございまして、基本的には、その類例等々、法の運用に沿って考えていきたいと思っております。大まかに考え方を申し上げれば、例えば経済的基礎、これをなぜ求めるかと言えば、自治体は破綻するということはないわけですが、それ以外の主体において博物館の経営、運営が安定的に行われるかどうかということでチェックをすることになっているものでございます。ですので、博物館の事業に関する収支の計画でございまして、あるいはその法人自体が何らかの、例えば再生手続とか更生手続とか、そういうところの中にはないということをお示しいただくこと等によって確認するというところでございます。

役員の知識、経験、社会的信望というのは、その担当するその役員の職歴書だとか、履歴書だとか、そういったものを確認しつつ、あるいは反社会的勢力、その社会的信望という意味では、反社会的勢力との関係がないというようなことを宣誓いただくというようなプロセスが考えられるのかなと思っておりますが、こういった書面だったり、資料だっ

たりという形で求めることが、設置しようとする法人側においても、自治体においても過重な負担とならないようにしつつ、最大限確認するということができるようなバランスが重要ではないのかなというところが1つございます。

続いて資料の(2)の部分でございます。先ほど先生方からも触れていただいた部分でございますが、今回、正に大きな点として登録をするときに学識経験者の意見をあらかじめ聞かなければならないということが規定されてございます。これは極めて重要な改正点だと考えてございます。実際に、では、こういった形でこの有識者からの意見聴取というのを運用していくかという点でございますが、まず1点ございますのは、その博物館の、審査しようとする博物館の特性、取り扱う資料だとか、規模だとか、そういったものが様々ございます。

ですので、博物館一般に関して学識経験があるよという人であれば、誰でもいいというわけでは、これは必ずしもないと思っております、その申請されているところに応じた適切な意見をいただける方、こういった方に意見を頂戴するということが必要と思っております、これ、文化庁におきましても本年度の事業を通じて、そういった学識経験者、つまり、有識者としてお願いできるのではないかとされる方々をリストのような形にいたしまして、実際にお示しするというようなことを目的にした事業を本年度やってございますので、そういったものも活用いただきたいと思えます。

1点、これは形式でございますが、必ずしも学識経験者において委員会、合議体みたいなものを作ってくださいことまでは、これは必要ないのではないかとと思っております、つまり、適切な学識経験者に意見をしっかり聴取する。それによって何らかの専門性を担保するということができさえすれば、合議体によったりとか、あるいは何人もの方に聞いていただくということまでは必要ないのではないかと思っております。

もう1点、先ほど先生方からもございましたけれども、今回、意見を聞くというふうに行っている趣旨は、この意見によって、つまり、この申請を受けるべきとか、受けるべきでないということ自体、それ自体の判断のよりどころにすることのみならず、その意見を申請してきた博物館に伝えることによって、いわばアドバイスとして、その質、運営の向上を更に高めていくということが、その今回の意見聴取という規定の大きな趣旨でございますので、その点を明らかにしておきたいと思っております。具体的なこの形、いわばそのモデルといいますか、具体的な形につきましては、今回頂く御意見を踏まえながら、文化庁で形をお示しいたしまして発信していきたいと思っております。

資料、次のページに行かせていただきまして、続いて登録のときに公表するという規定が新たになってございます。教育委員会は、登録をしたときはインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないということでございます。この趣旨は何かと申しますと、博物館を、そもそも観覧する利用者の方もそうですし、あるいは法制度によって物の寄託や寄贈に例えば税制上のメリットがあったり、優遇があったりする部分がございます。そういった博物館を活用しようとしてされている方、その便宜にかなうようにお示しする。つまり、博物館に行こうと思っている住民の方々、国民の方々が利用しやすいような環境を作るというところにポイントがございますので、法律上は、設置者の名前、あと博物館の名前、場所しか公表すべき事項としては規定されていないのですけれども、ただ、それにとどまらず広く積極的に情報を発信いただくということが趣旨にはかなうのではないかとございます。

公表の形につきましては、これはインターネットの利用その他の方法というふうに法律上なっておりますが、インターネットの利用というのは簡便なアクセスが可能でございますので、基本的にはそういった方法によっていただきたいと思っておりますし、さらに、個別、個別に1つ1つ、その館を登録しましたということだけではなくて、何らかリスト、まとまったような形でお示しいただくということが望ましいのかなと思っております。具体的なイメージとしては、2枚資料をめくっていただいたところ、19ページのところに、このポータルサイトみたいなものを運用しているケースを御紹介してございます。大阪市さんと北海道さんを取り上げさせていただいていますが、こういった形で利用者の便にかなうようなものを発信いただくということ。

そしてもう1点、先ほど原先生からも御意見を頂戴したところですが、正に登録をするということによって、博物館の信頼性を高めていく、自治体は何らかの基準にこれはクリアしたものですよというふうなお墨つきを与えるということになりますので、この登録、公表ということによって、その博物館自体、あるいはこの登録制度というもの、それ自体の信頼の向上に資するということが一方に期待されると思っております。

続きまして、その後の手続が登録された博物館に関して規定されてございます。幾つかございますが、まず、登録された博物館においては、定期的にその運営の状況を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。これは博物館側の義務として規定されているものがございます。それ以外は、都道府県の教育委員会の権限、権能として規定されているものでございますが、まず、必要があると認めるときには博物館に対して報告を求め、あ

るいは資料の提出を求めることができるという規定。続いて、その登録したときの基準からそれによってしまっているような場合には勧告をする。最終的に命令をするということができるようになってございます。最終的には、その登録を取り消すことができるという規定まで設けさせていただいているわけでございます。

このそれぞれの趣旨について明らかにしつつも思っていますが、まず、形式面でございます。この定期報告、博物館が定期的に報告しなければならないというふうなことについては、「都道府県の教育委員会が定めるところにより」というふうに規定されているのでございますけれども、この博物館、あるいは報告を受ける自治体の事務的な負担が過剰にならないようにというところも一方においては求められるところとっております。今回、更新制というわけではございませんので、その登録したときと同じようなプロセスを毎年毎年踏むというところまでは求めるところではないのではないかと考えてございます。具体的な形に関しましては、御意見を踏まえまして自治体さんや博物館がやりやすいようなよりどころをお示ししたいと思います。

さらに、この勧告、命令を行うときに学識経験者の意見を聞かなければならないということが併せて規定されておりますが、これに関しても先ほどの登録のときと同様に意見聴取の在り方というのは考えていただければいいのではないかと考えております。最後、取消しという規定がございます。これは、その趣旨は、この基準を満たさなくなったら取り消さなければならないという規定ではなく、取り消すができるというふうな規定になっておりまして、最終的な担保の手段として取消しということが規定されているものでございます。ですので、満たさなくなったらすぐ取り消すという運用ではなくて、基準から逸れてくる部分があれば、やりとりを通じて、あるいは法的には勧告や命令という規定がございますので、そういったものを使いながら、その改善をまずは促していただくということが法律上求められているということを明らかにしておきたいと考えてございます。

続いて18ページに行きまして、指定の仕組みについて規定されてございます。これまで相当施設というふうになっていたものでございますが、指定施設というふうに変更することになります。この指定施設の指定基準だったりとか、取消しの事由というのは、また文科省令で定めるというふうに規定されてございますが、この指定施設に入ってくるものというのは、最初の説明でもちらっと申し上げましたが、まず、その設置主体の観点で国立や独法立というのが登録の中に入ってきませんので、そういったものは指定に入ってくるということになります。

併せて個人立というのは、今回、法人が設置することができるとなっておりますので、個人立は、登録には、これは今回、入ってくることにはなりません、指定施設ということになってくれば、その法の体系の下には入ってくるようになりますので、その指定を受けたところに関しては、教育委員会において相談に乗っていただいて、あるいは法人化を促すということもあり得るかもしれません。

そういったような適切なアドバイスをやっていただく、応援を行っていただくということが求められるのかなど。実際、そういった相談に応じる業務というのを我々からも今年度、予算事業としてやっているところがございますので、そういった活用をしていただくということがあるのかなと思っておりますが、そういった設置主体の問題が1つあるのと、あとは学芸員が必ずしもいない。旧法の相当施設においては、学芸員に相当する職員というふうになっておりましたが、相当する職員までが置かれているというところ、あと、開館日数で150日は難しいと。

旧相当施設の場合には100日というふうになっておりましたが、その日数の問題とか、そういうところで登録というところまで必ずしも至らないところ、これが相当に入ってくるというわけでございますが、それ以外に関しては法の体系の下、博物館法の体系の下、組み込まれることとなりますので、基本的な指定の基準、取消しの事由というのは、登録のときの基準と準ずる形、違うのは設置者の問題だとか、開館日数の問題だとか、学芸員が必ずいるかどうかというところ、そういった部分に限る形といたしまして、それ以外のところは、基本的には登録に準ずる形として両者の一体的な底上げ、押し上げを図っていくということが求められるのではないかと考えてございます。

最後、これもまた手続的な話にもなりますが、先ほど御質問で、太下先生から頂いたところで、今回、登録の博物館というのは5年間の経過措置が置かれておまして、来年の時点で登録されているものについては、5年間は引き続き登録になるということでございます。この旧相当施設も法律上、新法が施行される来年の時点で既に相当施設だったところについては、指定施設というふうにみなすという規定が置かれているところではございますが、法律上は技術的な問題で、これは年限が置かれておりません。ただ、同じように登録と指定というものを同様に考えていくという観点からは、指定に関してもこのみなしの年限を5年というふうに考えまして、5年後には、つまり、来年の法施行から5年たった後には新たな登録の基準、新たな指定の基準で改めて登録、指定をし直した形の博物館の全体像というのが表れてくる、そういった形を期待したいと考えてございます。

というところで、私からまず資料の御説明をさせていただきました。

小林先生から御意見を頂いておりますので、最初に申し上げたいと思います。

【島谷部会長】 はい。

【三木補佐】 このままよろしいでしょうか。

【島谷部会長】 はい。どうぞ。

【三木補佐】 恐れ入ります。では、小林先生から最初に頂いております御意見だけ、代わりに読み上げさせていただきます。

1点、登録の審査に当たって、教育委員会に専門家を入れる件について、必ずしも同じ館種である必要はないように思うのですが、マネジメントレベルの人に見てもらった方がいいように思います。特に登録基準の1の部分、体制のところ、そこに関してはミッション等に関係するところですので、それらが館の規模や体制において適切かどうかを見るということになるのではないかと思います。また、博物館経営の実効性、実現可能性、継続性を判断できる人がいいように思います。それを考えていく上で、学芸員資格科目を出している大学で博物館経営論を担当している人などもいいと思います。都道府県に1個ぐらいいは大学等で学芸員資格科目を教えている大学があるように思うのですが、どうでしょうかというところ。

もう1点、登録について、スケジュールを明確にするというのもあってもいいと思います。例えば何年度の登録の相談については、締切りはいつまで、いつ頃審査をする、そういったスケジュールのモデルケースも考えた方がいいように思いますといった御意見を頂いております。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

今、先んじて小林先生の御意見を頂戴しましたが、事務局より説明があった留意事項に関して御質問や御意見があればお願いいたします。太下先生、お願いいたします。

【太下委員】 2点ありまして、1点目は、17ページ目の(4)の登録された博物館に関する手続の在り方の新法の16条で定期報告というのがあります。これに関して、このペーパー上では必ずしも毎年度報告書類を求める必要はないと書かれています。この点について、博物館法の規定としては、これで構わないと私も思いますけれども、一方で、私は社会に対してきちんと博物館の運営状況を最低でも年に1回は公開、提供していくべきではないかなと考えています。これは先ほど言った運営基準等にも関わってくることになるかと思うのです。こういうふうにお話をすると、博物館の活動のハードルを上げるとか、義

務的な仕事が増えると思われるかもしれませんが、そうではないんですね。

というのは、実はこれは実際あったことなのですからけれども、今回のこの法の改正によって民間立の博物館も登録になり得る可能性が示されたわけですからけれども、実はつい最近、ある有名な企業の博物館の館長とお目にかかりました。それは民間企業立の博物館で、多分、誰でも知っている企業です。その方が、今回のこの改正のことを知らなかったんですね。確かに今回のこの改正は、一般的なニュースとしてはそんなに出ていませんでした。もちろん関心のある人はちゃんとチェックしたと思いますけれども。そういった意味では社会の関心はまだまだ博物館に対して低いのだなと思うと同時に、今までの博物館政策とか、博物館の在り方にも課題があったのではないのかなと私は思っています。

そういった意味でも、もう1回、この博物館というものをきちんと社会の中に位置づけ、社会との関係を再設計していくという意味でも、博物館の情報公開というのは、むしろ義務ではなくて、当然のことではないかなと私は思うのです。これはあくまでも新法で言う、この定期報告とはまた別の話なのですからけれども、関連して申し上げたいと思いました。それが1点目です。

2点目が、その前のページの16ページ目なんですけれども、今回、留意事項ですごく大きなポイントになってくるのが民間立の博物館が登録になり得るということではないかと思うのです。これはかなり議論が必要かと思うのです。その基準として、経済的基盤とかいろいろ書かれていますけれども、さっき、御説明があったとおり、持続可能性という点でいろいろ考えていかなければいけないということが出てくるわけです。普通の地方自治体立又は公益財団、又は公益社団立の博物館であれば、万が一の閉館や解散に当たっての様々な規定があります。なので、その博物館のコレクションがいたずらに散逸するということはまずないと思うわけですからけれども、一方で、民間企業立の登録博物館がクローズされて、このコレクションが散逸するという事態も今後は考えていかなければいけないケースになっていくと思います。

この法をもし悪用するようなケースが出てくるとすると、たとえば民間としてこの登録博物館という制度の認定をもらって、博物館の価値ないしはコレクションの価値を高めた上で、博物館を閉館して、コレクションを売却するということが想定範囲内にあり得るということになってくるわけです。なので、特にこの地方公共団体または公益法人以外の法人が博物館を登録しようとする場合の要件としては、博物館をクローズした場合の散逸

の防止であるとか、コレクションの保全、持続性に関する何らかの規定が入ってこざるを得ないのではないかと私は考えています。同様にこの新法の経済的な部分で考えると、民間企業立の博物館に今後政府の大きな支援が投入されるということも考えられるわけですね。

もちろん、その場合、博物館を運営している母体の法人がちゃんと健全な運営をしているかという経済的基礎を確認するというのが要件にはなっています。けれども、それだけではなくて、私はこの民間企業の中の一部門である博物館の経営自体もきちんとチェックできるようにしておくべきだと思っていまして、つまり、より細かい話になるんですけども、会計で言うと、この博物館の部門会計をきちんと民間企業立の博物館の場合は作っておくべきではないかと考えます。そうしないと、博物館の運営状況と実際に投入された国税のきちんとした効率的な運用がなされているのかということの把握ができないのではないかと懸念しています。例えば営業部門の施設として博物館が位置づけられている場合、多分、外形的には博物館の経営実態を把握することができないということになってしまうと思います。そういうところも気になりましたので、御意見として言わせていただきました。

以上です。

**【島谷部会長】** どうもありがとうございました。

情報として公開をするのが必要であるというのは非常によく分かります。これは必ずやらなければいけないとするかどうかというのは別にしまして、博物館に関する情報が出ているようでも十分には出ていませんので、そういったことも考えておく必要があるかと思えます。

2 つ目の民間立に登録がなり得るということで、これをクローズした場合の規定というふうな形を太下先生、今おっしゃってくださいましたけれども、以前、関西の方で破綻した場合があったときに、美術館のものかオーナーのものかが分からないというのが結構ありました。現状、ほかの博物館、美術館でもそういうところがある可能性があると思いますので、そういったものの整理整頓、台帳にあるから全部それが博物館かということでもない場合もあると思いますので、それは整理する必要があるのではないかなと思いました。

私から少し質問させていただきたいのですけれども、皆さんの意見を聞いた上での方がよかったかも分かりませんが、(1) にあります担当役員と言っている「役員」というのは、どこまでを指すのか、教えていただけますでしょうか。

【三木補佐】 恐れ入ります。事務局でございます。法の規定におきましては、この部分については、設置主体、設置する法人の役員というふうになってございます。ですので、その設置する主体において、その博物館の設置業務だったりとか、博物館の運営業務に責任を有する方という意味合いになると思っております、具体的にどこまでの役職かというところまで一意に定められるものではないのですが、設置する主体の、例えばその会社立であれば、株式会社において、その博物館の運営に関する部分を担当される責任者の方というような意味合いでございます。その館自体の中のことでは、これはなくて、設置主体の法人の役員という規定になってございます。

【島谷部会長】 今説明を受けて分かりましたが、これを見ただけでそれが理解できるかどうかというのはあると思いますので。

【三木補佐】 失礼いたしました。はい。

【島谷部会長】 新たに登録を目指すようなところには、それが分かりやすく伝わるように書いておく必要があるかなと思います。

【三木補佐】 はい。

【島谷部会長】 ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

では、もう一つ私から。指定という名前が出てきました。今までは相当施設ということだったので、私が今勤務している独法も相当施設というふうに認識していたのですが、それというのは何か、認定されていたのかどうかというのは、私自身がよく分からないんですけども、いかがなのでしょう。

【三木補佐】 国立、独法立の施設に関しましては、国において指定するという事になっておりましたので、九博においては相当施設ということに現状なっております。

【島谷部会長】 というふうに登録ではなくて、指定されているわけなんですね。

【三木補佐】 指定されております。はい。

【島谷部会長】 はい。分かりました。いろいろ情報を公開する必要があると思うので、相当役員であれ、その館長であれ、そういった人が代わった場合は、届出義務はどこまで求めるかというのがあるのですけれども、当然、把握するという意味で届けてもらうというのが常識的な考え方ではないかと思えます。

各委員、いかがでしょうか。これ、今日の最後の議題になりますので、今までの1、2と合わせた状態で御意見を頂戴してもいいかと思えます。要は、この登録制度を進めるに当たって、いろいろな書類を見たときに関係者が分かりづらいようなところがあれば、我々

がチェックして、聞いたから分かった部分があると思いますので、それを聞かなくても分かるような状況にする必要があろうかと思うんです。そういった点を御意見として頂戴できればいいかなと思っております。

話は戻りますが、資料4にありました博物館資料、調査研究を行う体制等にありましたけれども、展示や調査研究、利用者への学習機会の提供を行う体制があるか、研修など能力向上の機会が確保されているかということがあろうかと思うんですけれども、単館でこれが確保されているのは、思いのほか少ないと思います。説明でも地公体の研修に参加するとかというような言葉がありましたので、こういったものは単館というよりも地域としてこれができる体制、教育普及の体制があるとか、研修の体制があるということも読み込めると思うので、そういったことも書き添えた方が分かりやすい。ハードルを上げる部分とハードルを下げる部分が必要だと思うので、そういった形も考えられると思いましたが、そういう考え方でいいのでしょうか。

**【三木補佐】** 恐れ入ります。事務局でございます。先生おっしゃるとおりで、研修等もそうですし、要するに全般的な部分になりますが、今回、資料としてお示ししておりますのは、端的にお示し申し上げておまして、かつ、法令上の、省令上のこの基準それ自体に関しては、法令という形式をとりますので、微に入り細に入って規定するところまでは難しい部分が、技術的にある部分がございます。しかしながら、部会長におっしゃっていただいたように、この大きな目的、趣旨は、自治体において困らないように、博物館において困らないようにするというところでございますので、もちろん法令だけではなくて、何らかのガイドラインですとか、通知のような形もそうですし、そのような見識を持ってこの詳細、意味合い、解釈、どのように捉えていただければよろしいかということとは、はっきりとお示しをしていく必要があろうかと思うので、そういった部分は対応させていただきたいと思っております。

**【島谷部会長】** ありがとうございます。

現場を経験されてきた半田さんだとか、佐々木さんとか橋本さん、何か御意見ございませんでしょうか。すみません、原委員が手を挙げているのを見逃しまして、12時に退室されるというので、この機会に発言してください。

**【原委員】** 質問なのですが、私がちゃんと勉強していなかったのがいけないのですが、これ、東京とかの場合は、大学法人立がすごく相当施設の中に入り込んでしまっているのです。大学法人立は、今、文化庁さんの想定では登録ですか、相当ですか。

【三木補佐】 事務局です。失礼いたします。改正法の下、改正された後においては、学校法人立は、これは登録になり得ます。

【原委員】 ああ、やっぱりそうなのですね。

【三木補佐】 国立大学法人というのが制度上、独立行政法人に準じた形になりますので、ここは指定という形になろうと思います。

【原委員】 ああ、そう。分かりました。そうだとすると、さっき太下先生から御指摘があったように、博物館を運営する基盤とする財源というものが、大学の中ですごく見にくいですよ。ということだけを御指摘しておきます。そうすると大学法人として存在するのだからいいのだろうとは思っているのですけれども。それともう一つ、施設、設備、それから、収蔵庫等々が大学のキャンパスに、あちこちに広がっています。そうすると、最近、大学自体も非常に多角経営でいらっしゃいまして、都内だけで収まらない大学さんがいらっしゃいます。そういうときなども想定したことをまた提案していただいて、シミュレーションしていただければまた議論になるのではないかなと思った次第です。よろしくお願ひいたします。

【島谷部会長】 どうぞ。

【井上戦略官】 井上でございます。補足させていただきたいと思いますが、先ほどの株式会社立でございますとか学校法人立、今回、新たに設置主体が拡大することによって加わりますので、いろいろ御質問があるということは私どもも想定はしておりますが、学校法人については、私立大学については、学校法人制度としてきちっと財政基盤を確立した上で、私どもも財政支援をさせていただいておりますので、財政的に問題ないと思っておりますし、部門として博物館、きちっと確立しておりますし、ましてや戦前からある、例えば早稲田大学ですと演劇博物館とか、著名な博物館もございますので、現在、演劇博物館、相当施設でございますが、先日、聞きましたら、登録への意欲も示したりしておりますので、そんな問題になるようなことはないかと思ひます。

収蔵庫が一定のところにと固まっていなくても、博物館の方で適切に収蔵、資料を管理して、ポリシーに基づいて管理されているのであれば、それは博物館の住所が、所在するところが都内であれば、東京都の方で面倒見ていただくという形になるかと思ひます。また、株式会社の方について、いろいろ御心配があるというのは分かるのですが、今、現状、拝見させていただきますと、日本におきまして企業博物館、美術館の文化というのは、これは梅棹先生とかからも御指摘があった、様々な著作がございますように、もう三、四十年

以上も歴史がございますし、それぞれですばらしい博物館活動をされているという部分がございます。また、内部でも別にその収益、何かでもうけようというようなところも特にないようでございます。

きちんと税制とかを投入するときには、財政区分とか、会計区分とか見ていかなければいけないというのは、私ども思っておりますが、博物館登録するに当たって、その株式会社のみをとらまえて厳しく見るというのは、法の趣旨としてあまり想定していない。散逸すると言い出したら、今だって一般財団法人とか、社団法人の博物館、かなりコロナ禍で痛手を受けて閉館に追い込まれて、ほぼ、散逸までしていないでしょうけれども、ほとんど何か死蔵されているようなところもかなりあると聞いておりますし、地方公共団体でも以前、北海道の方の、特定名は出さなくても、ある市の博物館が閉館に追い込まれて、その収蔵品を私ども国立の方で引き取ったというようなこともございますので、それぞれの設置主体に基づいて独自の基準を作るというのは、あまり想定はしていないところです。

【島谷部会長】 半田さん、お願いします。

【半田委員】 ありがとうございます。太下さんの御指摘は、重要と私も思っています。御指摘の中で、株式会社立の博物館、特定の要件として議論をするということよりも、やはり登録要件の中に資料台帳を持っていることというのは、博物館の要件として、基本的な機能として位置づけられているわけですから、その中で館種、設置者問わず、その博物館がそのコレクションを持てなくなったときに、その博物館資料の処分等についてどう対応していくのかは、やはり一定の検討が必要な課題だと認識をしているところです。

以上です。

【島谷部会長】 ありがとうございます。

【井上戦略官】 散逸するコレクションの関係については、前期の部会でもいろいろ御指摘されました。私どももできる限りのことはしたいと思うのですが、やり方としては、例えば仮にもし経営的に危なくなったときに、どこに持っていくかをあらかじめ決めておくなど、先生方の御意見を伺いながら、お話を踏まえて決めていきたいと思っております。場合によっては望ましい基準などに入れられるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

【島谷部会長】 どうもありがとうございました。

各委員の皆さん、活発に御意見を頂きました。ありがとうございました。御指摘を頂い

た点につきましては、事務局において修正を検討の上、最終的な決定は部会長に任せていただきたいと思います。その上で進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**【島谷部会長】** それでは、今日、予定されておりました時間となりましたので、本日の議論は以上といたします。

最後に事務局から報告事項、お願いいたします。

**【三木補佐】** 事務局でございます。先生方、今日はありがとうございました。もしオンラインの関係で、音声等、途中で切れたりとか、何か不都合がございましたら、事務局までお知らせいただければ、その部分、対応させていただきます。

それから、本日の議論を踏まえて対応させていただいた部分につきましては、また改めて皆様に御連絡、御相談をさせていただきたいと思っております。

それから、次回、6月の日程については、今、御相談させていただいているところと思いますが、整えさせていただき次第、速やかに御連絡を申し上げますので、次回も皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【島谷部会長】** お忙しい中、皆さん、どうもありがとうございました。それでは、第4期第1回の博物館部会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

— 了 —